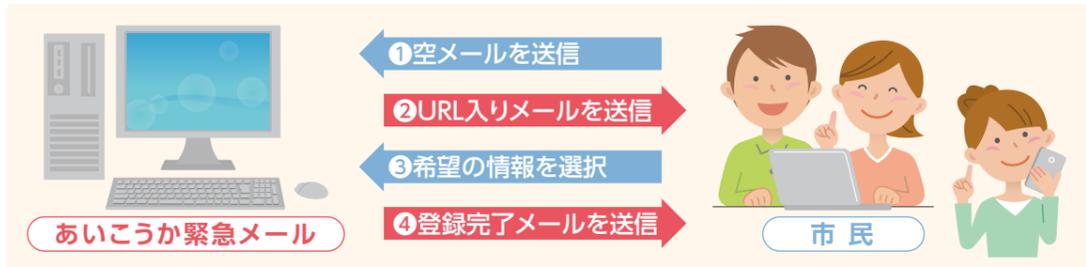


災害時などに役立つ「あいこうか緊急メール」に登録を

災害時での避難情報や不審者情報に加えて、今後は新型コロナウイルス感染症に関する情報をメールでも配信します。まだ登録されていない方は、ぜひ登録してください。

登録方法 登録は、市ホームページにある「利用上の注意事項」をご確認ください。



- ①空メールを送信**
空メール送信アドレス
touroku@koka-city.jp
QRコードからも
アクセス可▶ 
- ②URL入りメールを受信**
配信希望を登録するための
URL入りのメール(配信元
アドレス:access@koka-
city.jp)が返信されてくる
ので、そこにアクセス
- ③登録用ホームページで
配信希望の情報を登録**
希望する配信の情報を
選択し「次へ」を選択内容
がよければ「登録」を選択
- ④登録完了メールを受信**
「メール配信登録完了」の
メールが送信されてくる
と、登録完了です。

こちらからも最新の情報をチェック /

新型コロナウイルス関係特設サイト

市ホームページ上では、国・県・市の発信する情報を「一般情報」「子育て・教育情報」「事業者の方への情報」に分けて掲載しています。ぜひご活用ください。

特設サイトはこちら▶ 

新型コロナウイルス感染症対策に関するお問い合わせ

(平日、土・日・祝日) 8:30~17:15 ※5月6日(水・振)までの体制です。

組織の体制強化

部局を横断し迅速な対応を可能にするために組織を見直しました。

- **市民生活、地域経済の支援に関すること**
新型コロナウイルスくらし・経済対策推進室
☎69-2151、2152

○主な業務

- ・国からの給付金や交付金に関する対応
- ・経済対策や経済支援に関する情報収集や分析、総合調整や実施時期等の総括 など

2班体制での 勤務を実施

できる限り接触機会を減らすことで感染リスクを下げるため、市役所では2班体制による交代勤務を実施しています。ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

- **小中学校に関すること**
学校教育課 ☎69-2243または各小中学校
- **保育園、幼稚園に関すること**
保育幼稚園課 ☎69-2181
- **放課後児童クラブに関すること**
子育て政策課 ☎69-2176
- **感染対策、健康相談に関すること**
すこやか支援課 ☎69-2168
- **市対策本部に関すること**
危機管理課 ☎69-2103 FAX 63-4619

新型コロナウイルス感染症に伴う支援等(2020年4月17日時点)

以下は主なものを掲載しています。最新の情報は甲賀市ホームページで随時更新していきます。

個人への支援

申請者	困りごと	制度・手続名	内容	問合せ
個人	休業で家計が維持できない	緊急小口資金	休業による減収で生計維持が困難になった世帯や、失業等された方で生活費用が必要な世帯に、特例で費用の貸し付けを行います。	甲賀市社会福祉協議会 (平日) ☎62-8085 (休日) ☎090-6735-1098 生活支援課 ☎69-2158
	失業で家計が維持できない	総合支援資金		
	離職等で住宅を失った・失いそう	住居確保給付金	離職・廃業から2年以内、または休業等により離職等と同程度の収入減少があり、住居を喪失している方などで、要件を満たす方に住宅費を支給します。	生活支援課 ☎69-2158
	税や利用料、公共料金を支払うことが難しい	国民年金保険料の免除	失業・事業の廃止(廃業)または休止などで納付が難しい場合は、保険料の免除が適用できる場合があります。	草津年金事務所 ☎077-567-2220 保険年金課 ☎69-2140
		国税の納税猶予	事業の継続が困難・大幅な収入減などで、税や利用料を納付することが困難な場合には、分割納付や納税猶予が認められる場合があります。	水口税務署 ☎62-0314
		市税の納税猶予		税務課 ☎69-2131
		介護保険料、介護サービス利用料の減免・徴収猶予	事業の継続が困難・大幅な収入減などで、保険料や利用料を納付することが困難な場合には、分割納付や徴収猶予、減免が認められる場合があります。	長寿福祉課 ☎69-2165
		市営住宅家賃の減免・徴収猶予	市営住宅入居者で、特別な事情により収入月額が著しく減少した場合は、家賃の減免または納付を猶予します。	住宅建築課 ☎69-2212

事業者への支援

申請者	困りごと	制度・手続名	内容	問合せ
事業者	従業員に休業してもらうなら	雇用調整助成金	事業者が労働者に対して一時的に休業等の雇用維持を図った場合、休業手当、賃金の一部を助成します。	滋賀県労働局職業対策課 ☎077-526-8251 ハローワーク甲賀 ☎62-0651
	資金繰りのため、融資を受けたい	特別貸付、特別利子補給制度	業況悪化に対して実質的に3年間無利子により中小企業者に対し融資します。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 商工組合中央金庫相談窓口 ☎0120-542-711
		セーフティネット保証(4号・5号・6項)	4号(突発災害)、5号(業況悪化)、6項(危機関連保証)により、中小企業者が融資を受けられます。	滋賀県信用保証協会 ☎077-511-1300 商工労政課 ☎69-2187 市内金融機関窓口

郵送での手続きをご利用ください

市役所への手続きは窓口でなくても郵送等でもできるものもあります。例えば市民課では

証明書のコンビニ交付

マイナンバーカードをお持ちの方は、各種証明書がコンビニで取得できます。

郵送による証明書請求・転出届(転出証明書の発行)

請求に必要な書類など、詳細は市ホームページでご確認ください。

郵送請求できる証明書

- 住民票の写し
- 戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄抄本)
- 戸籍の附表
- 身分証明書
- 独身証明書

※その他にも、郵送でできる手続きがありますので、事前に担当課へお問い合わせください。また、市ホームページ等でも随時お知らせしていきます。

感染拡大を防止するため、お近くの土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、甲南第地域市民センター、信楽地域市民センターもご利用ください。